料金その他の供給条件の内容

時間帯別電灯[夜間8時間型]

本 則

1 目 的

この選択約款は,時間帯別に設定された料金によって,より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し,電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は,電気供給約款(平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。)を変更した場合には,この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 用

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し,6(時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で,お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は,交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし,周波数は,標準周波数50ヘルツといたします。ただし,供給電気方式および供給電圧については,技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には,交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は,原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 別表 1 (夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値が口によってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値 + 口によってえた値 x 0.1

- イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて,原則として 従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値
- ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)
- 6 時間帯区分は,次のとおりといたします。
- (1) 昼 間 時 間 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。
- (2) 夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は,基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし,お客さまが8(使用電力量の計量)(2)口により夜間蓄熱式機器を使用される場合または別表3(通電制御型夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合の料金は,基本料金および電力量料金の合計から,(3)によって算定された5時間通電機器割引額または(4)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また,電力量料金は,別表4(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,100円を下回る場合は,別表4(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし,

別表 4 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が28,700円を上回る場合は,別表 4 (燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は,契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし,まったく電気を使用しない場合の基本料金は,半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契 約 に つ き	1,260円00銭
-------------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,100円00銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	273円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は,その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼 間 時 間

最初の90キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円05銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	26円25銭
230キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円82銭

口夜間時間

1 キロワット時につき	7円35銭
-------------	-------

(3) 5時間通電機器割引額

5 時間通電機器割引額は,1月につき次によって算定された金額といたします。ただし,まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は,半額といたします。

5時間通電機器の総容量(入力) 1 キロボルトアンペアにつき

241円50銭

なお,5時間通電機器の総容量(入力)の単位は,1キロボルトアンペアとし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は,1月につき次によって算定された 金額といたします。ただし,まったく電気を使用しない場合の通電制御型 夜間蓄熱式機器割引額は,半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量(入力) 1 キロボルトアンペアにつき

136円50銭

なお,通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量(入力)の単位は,1キロボルトアンペアとし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から (3)または(4)によって算定された 5 時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額といたします。

1 契 約 に つ き

306円60銭

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は,原則として各時間帯別に行ないます。この場合, それぞれの使用電力量の計量は,供給約款25(使用電力量の計量)に準ず るものといたします。
- (2) 夜間蓄熱式機器の計量等
 - イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱 式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することが あります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路 を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当

社は,夜間時間以外の時間は,適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお,当社は,供給設備の状況により,当該夜間蓄熱式機器について 通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし, 通電時間の延長または短縮は行ないません。

口 イに該当する場合で,お客さまが希望されるときは,当該夜間蓄熱式機器について,当社は,毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は,適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合,当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお,当社は,供給設備の状況により,5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし,通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよび口の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

9 そ の 他

- (1) その他の事項については,次に定める場合を除き,供給約款の従量電灯 Cにかかわる規定を準用するものといたします。
 - イ 当社は,供給約款27(日割計算)に準じて日割計算を行ない,料金を 算定いたします。ただし,昼間時間における料金適用上の電力量区分,5 時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算 は,別表5(昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の 基本算式)によるものといたします。
 - ロ 供給約款41(制限または中止の料金割引)に定める事項については, 供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。
- (2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については , (実施細目)によるものといたします。

実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは,その負荷の使用目的から,使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい,街路灯,看板灯,アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契約容量

(1) お客さまの希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は,契約容量は,電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

なお,電流制限器とは,供給約款16(従量電灯)(1)八(II)および(2)八(II) における電流制限器をいいます。

- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で,お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは,本則5(契約容量)(2)イの値は,(1)に準じて算定いたします。
- 3 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い
- (1) 夜間蓄熱式機器
 - イ 夜間蓄熱式機器とは,別表1(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電 気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
 - ロ 別表 1 (夜間蓄熱式機器)の「主として夜間時間に通電する機能」とは,次の場合を含みます。
 - (イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - (I) 本則8(使用電力量の計量)(2)イまたは口の場合で,当社が夜間 時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付

けた場合

- 八 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- 二 当社は,別表1(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合,当社は,夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器
 - イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは,別表2(オフピーク蓄熱式電気温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
 - ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り 外される場合は,当社に申し出ていただきます。
 - ハ 当社は,別表2(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク 蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合,当社は, オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただ くことがあります。
- (3) 通電制御型夜間蓄熱式機器

当社は,別表3(通電制御型夜間蓄熱式機器)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合,当社は,通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

- (4) 5時間通電機器等に対する料金割引
 - イ 本則 7 (料金)(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については,本則 7 (料金)(4)は適用いたしません。
 - 口 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは 取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は,5 時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は,別表5 (昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式) により日割計算をいたします。
 - ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電

制御型夜間蓄熱式機器割引額は,お客さまの申出にもとづいて当社が通 電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適 用いたします。

二 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については,別表5(昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお,この場合,5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は,まったく電気を使用しない場合のものといたします。

4 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは,従量電灯および選択約款の深夜電力または従量電灯および選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯[夜間8時間型]に契約種別を変更される場合等,技術上,経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則 8 (使用電力量の計量)(2)イおよび口の場合の各時間帯別の使用電力量は,電力量計ごとに本則8 (使用電力量の計量)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

5 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は,供給約款56(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款 (工事費の負担)に定める事項については,契約負荷設備を 増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は,契約容量が増加 したものとして,従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 5 (昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属す

る検針区域の検針日から,需給開始の直後の検針日の前日までの日数 といたします。

(I) 需給契約が消滅した場合は,消滅日の直前のそのお客さまの属する 検針区域の検針日から,当社が次回の検針日としてお客さまにあらか じめお知らせした日の前日までの日数といたします。

口 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検 針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの といたします。)の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

附 則(実施期日)

この選択約款は,平成19年4月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは,主として夜間時間に通電する機能を有し,通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは,ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し,お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって 夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは,次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

- (1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
 - イ 給水温度を検知できること。
 - ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に 沸きあげるための熱量を算出できること。
 - ハ 口の熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - 二 毎日の夜間時間(本則8〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。)の終了時刻から八の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- (2) (1)に準ずる場合で,当社が認めたもの。

4 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は,通関統計の輸入

品の数量および価額の値にもとづき,次の算式によって算定された値と いたします。

なお,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times + B \times + C \times$

- A = 各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各四半期における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各四半期における1トン当たりの平均石炭価格
 - = 0.1837
 - = 0.4461
 - = 0.2582

なお,各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1円とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は,次の算式によって算定された値(以下「本体単価」といいます。)に消費税等相当額を加えたものといたします。この場合,消費税等相当額の単位は,1銭とし,その端数は,(イ)により本体単価を算定する場合は,切り上げ,(ロ)または(ハ)により本体単価を算定する場合は,切り捨てます。

なお,本体単価の単位は,1銭とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,100円を下回る場合

本体単価 =
$$(27,400$$
円 - 平均燃料価格) \times $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が28,700円を上回り,かつ, 41,100円以下の場合

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合 平均燃料価格は,41,100円といたします。

八 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は,その四半期に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

四 半 期	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月	その年の6月の検針日から9月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月	その年の9月の検針日から12月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月	その年の12月の検針日から翌年の
30日までの期間	3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月	翌年の3月の検針日から6月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間

二燃料費調整額

燃料費調整額は,その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は,平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし,次のとおりといたします。

なお,基準単価には消費税等相当額を含まないものといたします。

1キロワット時につき	14銭0厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は,(1)イの各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価

格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格,1トン当たりの平均石炭価格 および(1)口によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務 所に掲示いたします。

- 5 昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式
- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

第 1 段階料金適用電力量 = 90キロワット時× 検針期間の日数

なお,第1段階料金適用電力量とは,昼間時間における使用電力量のうち,最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日割計算対象日数 第 2 段階料金適用電力量 = 140キロワット時× 検針期間の日数

なお,第2段階料金適用電力量とは,昼間時間における使用電力量のうち,90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割り する場合

日割計算対象日数 1月の該当割引額 × 検針期間の日数

(3) 供給約款26(料金の算定)(1)八に該当する場合は,(1)および(2)の

日割計算対象日数日割計算対象日数一は、検針期間の日数暦 日 数

といたします。

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は,1キロワット時とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。